

「多摩市子ども・若者・子育てプラン～第1期多摩市こども計画／第3期多摩市子ども・子育て支援事業計画～（素案）」の意見募集（パブリックコメント）実施要項

1 件名	「多摩市子ども・若者・子育てプラン～第1期多摩市こども計画／第3期多摩市子ども・子育て支援事業計画～（素案）」のパブリックコメント
2 目的	① 素案を公表し市民の意見を募ることにより、多摩市自治基本条例で定める市民参画の機会を保障する。 ② 市民から提出された意見を考慮し、「子ども・若者・子育てプラン」を策定する。
3 事業内容 ・説明	本計画は、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」の目的や理念を前提として、「こども基本法」とこれに基づく「こども大綱」を勘案し、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画、少子化社会対策基本法に基づく少子化に対処するための施策を包含した「市町村こども計画」と、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に、「多摩市子ども・若者・子育てプラン」として策定するものです。 本計画（素案）は、「子ども・子育てに関する計画策定に係るニーズ調査」の結果や、「子ども・子育て会議」及び「子育て・若者支援推進本部」での審議、子ども・若者への意見聴取などを踏まえて作成しています。
4 資料内容 及び公表 方法等	(1) 資料内容 ① 「多摩市子ども・若者・子育てプラン～第1期多摩市こども計画／第3期多摩市子ども・子育て支援事業計画～（素案）」 ② 多摩市子ども・若者・子育てプラン～概要版（案）～ ③ 多摩市子ども・若者・子育てプラン～子ども用概要版（案）～ (2) 公表方法 子ども・若者政策課、行政資料室、中央図書館、多摩センター駅出張所、関戸公民館、永山公民館、各児童館、子ども家庭支援センター、多摩市公式ホームページ
5 対象	市民 多摩市自治基本条例第3条に定義する「市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等」
6 意見募集 期間	令和6年12月16日（月）～令和7年1月10日（金）17：00 (郵送は10日必着)
7 意見の 提出方法	(1) タイトル（多摩市子ども・若者・子育てプラン（素案）への意見） (2) 住所、氏名 (3) 意見本文 ※不備がある場合、パブリックコメントとして扱えない場合があります。

8 意見の提出先	(1) 子ども・若者政策課窓口（市役所4階）に持参 ※代理人によるものも含みます (2) 郵送（〒206-8666 多摩市関戸6-12-1 多摩市役所 子ども・若者政策課 子ども・若者政策担当） (3) ファクシミリ（042-372-7988） (4) 公式ホームページ内応募フォーム（ https://logoform.jp/form/4N4o/837851 ） (5) 専用ボックス（行政資料室、中央図書館、多摩センター駅出張所、関戸公民館、永山公民館、各児童館、子ども家庭支援センター：開館時間のみ）
9 意見の取り扱い及び応答方法	(1) 期間中にいただいた意見を受け「多摩市子ども・若者・子育てプラン」を策定します。 (2) いただいた意見の概要及びプランへの反映可否等については、令和7年3月下旬頃に決定します。 (3) 住所、氏名以外の意見は、そのままの形で公表することもあります。個人が特定される内容は、意見本文にはできるだけ記入しないでください。 (4) 概要を多摩市公式ホームページ上で公表し、原則として個別に回答はしません。
10 担当	子ども・若者政策課子ども・若者政策担当 電話：042-338-6904